公　　告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和８年 11 月 13 日

収支等命令者
佐賀県健康福祉部健康福祉政策課長　田中　芳和

１　競争入札に付する事項

（１）委託業務名　　令和８年度個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託
（２）委託業務の仕様等　　個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託仕様書のとおり
（３）履行期間　　契約締結の日から令和９年３月 31 日まで
（４）履行場所　　佐賀県の指定する場所

２　入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

（１）物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第１条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限時点で有すること。

なお、当該入札資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入の上、アの場所に提出し、令和８年 12 月３日の入札書提出までに競争入札参加資格の登録を受けること。

ア　入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（新館２階）
郵便番号 840-8570　佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話　0952-25-7194
ファックス番号　0952-25-7280
電子メールアドレス　soumujimu@pref.saga.lg.jp

イ　申請書様式の入手先
アの部局又は佐賀県ホームページ（http://www.pref.saga.lg.jp/）

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

（５）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

（６）過去２年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と個人防護具の取引実績があること。もしくは、平時から県内の複数の医療機関又は卸販売業者への個人防護具の納入実績があること。

（７）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条

第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添付のうえ、令和８年 11 月 25 日（水）午後５時までに下記の担当課に持参又は郵送（25 日（水）午後５時までに担当課へ必着）し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。郵送による場合は、簡易書留又は一般書留により、「個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託に係る書類在中」と外封筒の表に朱書きすること。

なお、入札参加資格確認申請書の提出時点で２の（１）の資格のない者は、入札の日時までに２の（１）のアの登録を受けたことがわかる書面を入札書とともに提出すること。

また、入札参加資格確認申請書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、入札辞退届を提出すること。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、必要に応じて追加資料の提出を求める。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

※担当課

郵便番号 840-8570　佐賀県佐賀市城内 1-1-59

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課　感染症対策担当

電話　0952-25-7067

電子メールアドレス　kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp

４　入札参加資格の確認

３で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定する。

入札参加資格の確認結果は、令和８年 11 月 30 日（月）までに通知する。

５　入札書の提出場所等

（１）契約条項を示す場所及び問い合わせ先

３の担当課に同じ。

（２）入札関係様式の交付期間及び方法

令和８年 11 月 13 日から令和８年 12 月３日まで佐賀県ホームページ（http://www.pref.saga.lg.jp/）に掲載する。

（３）入札等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、質問書に質問内容を記載し、令和８年 11 月 24 日午後４時までに３の担当課の電子メールアドレスへ送信すること。

質問を受理した場合、質問のあった者に対しては電子メールで回答し、県のホームページ上で閲覧に供する。

（４）入札及び開札の日時並びに場所

ア　日時　　令和８年 12 月３日（木）午前９時

イ　場所　　佐賀県佐賀市城内 1-1-59

佐賀県庁旧館３階　健康福祉部内会議室

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

ウ　入札方法　　入札者の直接持参による入札又は郵便による入札

入札書を郵送する場合は、外封筒に「個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入して簡易書留又は一般書留で郵送すること。また、令和８年 12 月２日（水）午後５時までに３の担当課に必着とし、到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しない。

（５）入札方法に関する事項

ア　入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする、ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　入札金額の表示はアラビア数字を用い、頭始に「￥」の記号を、末尾に「―」の記号を付記すること。

（６）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行う。

（７）入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア　参加する資格のない者

イ　競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ　当該入札について不正行為を行った者

エ　入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

オ　入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ　入札価格の記載において５の（５）のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ　入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク　入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 号（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ　１人で２以上の入札をした者

サ　代理人でその資格のない者

シ　アからサまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（８）入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

（９）落札者の決定方法

ア　規則第 105 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ　第１回目の開札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札（第１回目を含め２回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

６　その他

（１）入札保証金

佐賀県財務規則第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除する。

（２）契約保証金

ア　契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

イ　契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができる。

（ア）国債又は地方債　額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

（イ）日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債　額面金額又は登録金額（発行金額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

（ウ）銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）　券面金額

（エ）銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保障若しくは裏書をした手形　券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から１月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

（オ）銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権　債権証書に記載された金額

（カ）銀行若しくは確実と認められる金融機関又は保証事業会社の保証　その保証する金額

ウ　次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

（ア）県を被保険者とする履行保証保険契約（見積額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

（イ）国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

（３）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（４）契約書作成の要否　要